

## 「サイバー攻撃解析協議会」の公開について（案）

## 1 会議の公開について

- (1) サイバー攻撃の解析手法や攻撃者の特徴、手口等について議論を行う可能性があり、サイバー攻撃を受ける当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあるとともに、攻撃者を利する可能性があるため、協議会は原則非公開とする。
- (2) 協議会の出席者は、協議会において知り得た情報で、サイバー攻撃を受ける当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあるもの又は攻撃者を利する可能性があるものについては、協議会の出席者、及び、協議会の出席者が特に認めた者以外に漏えいしてはならないものとする。

## 2 協議会の資料の公開について

- (1) 協議会の資料については、原則公開とする。
- (2) ただし、検討会の資料を公開することにより、サイバー攻撃を受ける当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合又は攻撃者を利する可能性がある場合は、協議会は資料の公開を延期又は非公開とすることができる。

## 3 議事概要の公開について

- (1) 議事概要については、原則公開とする。
- (2) ただし、議事概要を公開することにより、サイバー攻撃を受ける当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合又は攻撃者を利する可能性がある場合は、議事概要の該当部分を削除した上で公開することができる。